

## 東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱実施細目

	平成29年3月31日付28産労商地第2529号
一部改正	平成30年3月30日付29産労商地第2529号
一部改正	平成31年1月25日付30産労商地第2595号
一部改正	令和元年1月24日付31産労商地第2218号

- 1 東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条関係
  - (1) 第3条(2)イに規定する「事業協同組合」については、同条(2)ウに該当するものとする。  
ただし、別途定めるものは除く。
  - (2) 第3条(2)ウに規定する「会則等」については、会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿とする。
  - (3) 第3条(8)の規定に係る別表1に掲げる対象事業の取扱いについては、次のとおりとする。
    - ア 「街路灯」は、道路法第32条第1項第1号に基づき道路管理者から占用許可を受けて商店街の共同利用施設として設置したものとし、民有地など道路以外においても同等のものとする。
    - イ 「LED街路灯」は、照明器具にLEDを採用したものとする。
    - ウ 「ソーラー・ハイブリッド型街路灯」は、主照明に太陽光又は風力による発電システムを備えたものとし、照明器具にLEDを採用したものとする。
    - エ 「街路灯のランプ」は、商店街の活動区域において人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びに付随する装飾を目的としたランプ及び足元灯とする。
    - オ 「アーケード」は、商店街の共同利用施設として設置した日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な独立した建築物、工作物その他の施設であり、路面に隣接する建築物の内部通路や外壁等の一部を含まないものとする。
    - カ 「アーケードの照明」は、商店街の活動区域において人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びにアーケードに設置されている統一看板及びアーケード入口の看板に係る照明とする。
    - キ 「微細ミスト」は、微細な水の粒で人工的な霧を発生させて、水が液体から気体に変わる際に周辺から熱を奪う気化熱を利用して、周辺の気温を下げる装置とし、補助事業者等が所有する既存建築物等又は土地の一部を活用して設置するものとする。
    - ク 「撤去」は、設置に係る耐用年数を満了し、かつ改修に係る補助金の財産処分制限が終了しているものとする。
    - ケ 「アーチ」は、商店街の共同利用施設として設置した道路法施行令第7条に規定されるアーチであり、道路を横断する構造を有するものとし、民有地など道路以外においても同等のものとする。
    - コ 「耐震補強」は、過去に耐震補強工事を実施していないものを対象とした耐震調査結果に基づく補強工事とする。
    - サ 「民間交番」は、事件・事故等の警察への通報、連絡及び地理案内等の機能を有し、地域の防犯パトロールの活動拠点となる施設であり、開設時間内は人が常駐するものとする。
    - シ 「だれでもトイレ」は、東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号。以下「規則」という。）別表第3の8の項に定める整備基準に準じたものと

する。

ス 「障害者・高齢者用サイン表示・案内設備」は、文字の大きさや色使い、誘導方法等に配慮し、音声・触覚等により情報提供及び誘導を行う機能を備えたものとする。

セ 「授乳及びおむつ替え等のスペース・設備」は、規則別表第3の3の項に定める整備基準に準じたものとする。

ソ 「共同荷捌きスペースの設置」は、歩車道の一部又は駐車場等を活用して整備等を行うものとする。

タ 「外国人観光客受入のための施設・設備の設置」は、外国人観光客の移動及び買物等に係る利便性の向上を目的とした施設及び設備とする。

チ 「買物弱者支援事業」は、買物に困っている地域の人々（以下「買物弱者」という。）への利便を図ることにより、買物弱者を支援するものとする。

ツ 「添架式」とは、LED街路灯の設置事業において、建柱せず、既設の電柱や壁面等に街路灯を設置する方式とする。

(4) 第3条(8)の規定に係る別表1の要件アに規定する「環境対策への取組を行ったことを示すプレート」とは、耐久性のある素材のもので、次に掲げる標語等を表示するものとする。

ア 次に掲げるもののうち、いずれか1語選び、表示すること。

(ア) 商店街から広がる！環境対策

(イ) 商店街からはじまる、ひろがるエコ！

(ウ) 商店街から環境にやさしい街づくり！

(エ) 環境にやさしい商店街

(オ) 商店街から環境対策！ココからエコ

(カ) 商店街からエコ宣言！

(キ) 補助事業者が指定するもので、知事が特に適当と認めるもの

イ 東京都政策課題対応型商店街事業を利用しています。

ウ 設置年度及び補助事業者名

(5) 第3条(8)の規定に係る別表1の要件アに規定する「環境対策への取組を行ったことを示すプレートを物件に貼付」とは、設置した全ての物件について、来街者等の見やすい位置に固定するものとする。ただし、添架式の場合を除く。

## 2 要綱第4条関係

(1) 第4条第1項に規定する「知事が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるもの」とは、補助事業者から提出された補助金交付申請書又は実績報告書の経費別明細に記載された経費のうち、別表1に掲げる契約・支出関係書類、別表2に掲げる帳簿類及び成果物、図面、写真等により、支出目的、項目名、単価及び規模が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) 第4条第1項に規定する別表2に掲げる経費において、「LED街路灯1基当たり補助対象経費の限度額」を適用する経費は、「LED街路灯の設置に係る工事費」及び「プレートの貼付に要する経費」とする。

(3) 「LED街路灯1基当たり補助対象経費の限度額」を適用する場合の補助対象経費の算出方法は、当該適用経費の合計金額と、LED街路灯1基当たりの限度額60万円（添架式の場合は30万円）に設置工事を行うLED街路灯の基数を乗じて算出する額とのいずれか低い額とする。

(4) 第4条第1項に規定する別表2に掲げる経費において、「既存街路灯等の撤去費」は、街路灯の設置に伴って撤去を行う街路灯及びアーチの撤去費とする。

(5) 第4条第1項に規定する別表2に掲げる「街路灯のランプのLEDランプへの交換に要する経費」とは、当該交換工事に要する経費の合計金額と、街路灯1基当たりの限度額

30万円に交換工事を行う街路灯の基数を乗じて算出する額とのいずれか低い額とする。

### 3 要綱第6条関係

第6条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、別表3に掲げる書類をいう。

### 4 要綱第12条関係

(1) 第12条に規定する「事業が完了したとき」とは、補助事業者から工事業者等への引渡し及び支払が全て完了したときをいう。

(2) 第12条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 業者選定の経過がわかる書類

イ 成果物、図面、写真等により事業の成果がわかる書類

ウ 前記2の別表1及び別表2に掲げるもの

### 5 要綱第14条関係

(1) 第14条第1項に規定する「知事が特に必要があると認める経費」とは、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済しなければならない部分及び物件の買入契約に係る既済しなければならない部分に対する代価のうちの補助対象部分の5分の4以内の額（買物弱者支援事業については10分の9以内の額。1千円未満の端数は切捨て）又はその交付決定額の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切捨て）のいずれか低い額とする。

(2) 第14条第1項に規定する「知事が支払う必要があると認める場合」とは、他の資金調達が困難な場合で、概算払を行わないと補助事業の遂行が困難であると認められる場合をいう。ただし、法人格を有する補助事業者に限る。

### 6 要綱第19条関係

(1) 第19条第3項に規定する「知事が別に定める期日」は、補助事業の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」（以下「省令」という。）を勘案して定めた下表の耐用年数を経過した日とする。この耐用年数表にない項目については、省令によるものとする。

(2) 19条第3項の承認については、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号、令和元年10月18日付31財主財第140号一部改正）によるものとする。

耐用年数表

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード	15年
アーチ	10年
街路灯	10年
微細ミスト（建物附属設備の場合）	15年
微細ミスト（備品の場合）	6年
民間交番（プレハブ造等簡易な建物の場合）	7年
だれでもトイレ	15年
障害者・高齢者用サイン表示	5年
障害者・高齢者用案内設備	5年

## 別表 1

## 契約・支出関係書類

区	分	摘	要
業者選定の経過がわかる書類			
	業者選定委員会の議事録	経費が 100 万円を超える場合	
契約関係書類			
	仕様書（見積依頼書）		
	見積書		
	見積り業者が競争入札参加資格者であることを証明する書類	経費が 100 万円を超える場合	
	契約書又は請書	人件費（買物弱者支援事業）の場合は、補助員の時間単価、業務の内容を契約書等により、明らかにすること。	
	工事完了届又は納品書		
	検査書		
	引渡書		
	出勤簿又はタイムカード	人件費（買物弱者支援事業）の場合	
	行政機関の検査証（建築等）		
支出関係書類			
	請求書		
	領収書		
	口座振込受付書控え		

## 別表 2

## 帳簿類

区	分	摘	要
支出関係帳簿			
	預金通帳		
	現金出納簿		
	給与台帳又は給与明細	人件費（買物弱者支援事業）の場合	
	元帳		
財産関係帳簿			
	備品台帳		
	固定資産台帳		
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する書類			
	消費税及び地方消費税に関する届出		

## 別表 3

## 申請書添付書類

区	分	摘	要
共通書類			
	定款又は会則（規約）		任意団体の場合は役員名簿を含む。
	補助申請事業の議決に係る議事録		
	（当該年度の商店街事業）事業計画書		
	決算関係書類（事業報告書、貸借対照表等）		任意団体の場合は24箇月分
	納税証明書		
	代表者印の印鑑証明書		発行から3箇月以内のもの。 法人格をもたない商店街の場合は代表者個人の実印
	使用印鑑届		実印以外の印鑑を使用する場合
	施設等の位置図（設置予定場所がわかる位置図）		
	現状がわかる写真		
	仕様書（見積依頼書）		
	見積書		プレート貼付に要する経費を含む。
	見積り業者が競争入札参加資格者であることを証明する書類		経費が100万円を超える場合
	広報・PR活動の内容がわかる書類		広報を行う場合
環境			
	LED街路灯の設置、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置、街路灯のランプのLEDランプへの交換及びアーケードの照明のLED照明への交換		
	（既存物件の）固定資産台帳		
	（既存物件の）道路占用許可書		民有地設置のアーケードの場合は建築確認書類
	設計図		
	設置予定機器（装置）の性能がわかる書類		
	前年度の街路灯の電力使用量又は前年度のアーケードの照明の電力使用量がわかる書類		LEDランプ（照明）への交換及び街路灯の建替の場合
微細ミストの導入			
	設計図		
	散布面積等がわかる書類		
	設置装置の性能がわかる書類		
	地権者、建築物等所有者が確認できる書類		
	地権者、建築物等所有者の承諾が確認できる書類		民有地設置の場合

防災・防犯		
街路灯・アーケード・アーチの撤去、アーケード・アーチの耐震補強、アーケード及びアーチの耐震調査		
	(既存物件の) 固定資産台帳	
	(既存物件の) 建築確認書類	撤去の場合は道路占用許可書
	(既存物件の) 竣工図面等	アーケード・アーチのみ
	耐震調査結果がわかる資料 (補強案設計図添付)	耐震補強の場合
民間交番の設置		
	設計図	
	地権者、家主等の承諾が確認できる書類	
	地元警察署との協力体制が確認できる書類	
	地域団体等との防犯パトロールに関する協定等	
福祉		
	設計図	
	東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック表	東京都福祉のまちづくり条例施行規則に定める基準に基づくチェック表
	ユニバーサルデザイン度チェック表	ユニバーサルデザインガイドラインに基づくチェック表
	地権者、家主等の承諾が確認できる書類	
物流		
	設計図	
	地権者等の承諾が確認できる書類	
国際化対応		
	整備する施設等の概要	
	設計図	
	設置予定機器 (装置) の性能がわかる書類	
	地権者、建築物等所有者の承諾が確認できる書類	
	その他補助事業の内容がわかる書類	
買物弱者支援事業		
	整備する施設等の概要	
	設計図	
	設置予定機器 (装置) の性能がわかる書類	
	地権者、建築物等所有者の承諾が確認できる書類	
	その他補助事業の内容がわかる書類	